

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月24日

【会社名】 有機合成薬品工業株式会社

【英訳名】 YUKI GOSEI KOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 松本 清一郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番4号

【電話番号】 東京(03)3664局3980番

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部門統括 小松原 達也

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番4号

【電話番号】 東京(03)3664局3980番

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部門統括 小松原 達也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月21日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭といたします

株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき金4円 総額87,299,440円

効力発生日

2022年6月22日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

取締役会の決議事項については取締役会を開催して決議することを原則としますが、より機動的な意思決定のため、緊急時や議案の内容に応じて書面または電磁的記録により、取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、定款第25条(書面または電磁的記録による取締役会決議)の規定を新設するものであります。

上記の新設(第25条)に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

#### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、松本清一郎、草野正浩、小松原達也の3名を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、須藤尚武、山田啓介、大堀徳人の3名を選任するものであります。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として中山ひとみを選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	166,007	971	0	(注) 1	可決 99.42
第2号議案 定款一部変更の件	166,448	530	0	(注) 2	可決 99.68
第3号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)3名選任 の件					
松本 清一郎	151,181	15,797	0	(注) 3	可決 90.54
草野 正浩	165,396	1,582	0		可決 99.05
小松原 達也	166,326	652	0		可決 99.61
第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件					
須藤 尚武	165,295	1,683	0	(注) 3	可決 98.99
山田 啓介	162,740	4,238	0		可決 97.46
大堀 徳人	163,320	3,658	0		可決 97.81
第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件					
中山 ひとみ	166,273	705	0	(注) 3	可決 99.58

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2 議決権を行使することができる株主の議決権(217,778個)の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3 議決権を行使することができる株主の議決権(217,778個)の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数および当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対および棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上